

規制の事前評価書

法律又は政令の名称：下水道法施行令の一部を改正する政令案

規制の名称：六価クロム化合物に係る特定事業場の排水基準の強化

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止

担当部局：国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道企画課・流域管理官

評価実施時期：令和5年10月16日

1 規制の目的、内容及び必要性

① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

有害物質等を含む汚水又は廃液を排出する施設を設置する工場若しくは事業場（以下「特定事業場」という。）から公共用水域に排出される水は水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）に基づく排水基準に適合する必要があるところ、当該排水基準のうち六価クロム化合物に係るものについて、1リットルにつき六価クロム0.5ミリグラム以下から1リットルにつき六価クロム0.2ミリグラム以下に強化される予定である。

下水道の終末処理場は特定事業場の一つであるところ、特定事業場から公共下水道及び流域下水道に排除される下水に係る基準を水質汚濁防止法に基づく排水基準と同一の基準に改正しない場合、終末処理場からの放流水の水質が水質汚濁防止法に基づく排水基準に適合できなくなり、公共用水域の水質が改善されないおそれがある。

② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

[課題及びその発生原因]

六価クロム化合物は、金属の表面処理剤や顔料として使われている物質で、人体に発がん等をもたらすとされている。今般、実験動物等を用いた試験等による新たな知見の蓄積を踏まえ、人体への耐容一日摂取量が設定された（食品安全委員会「食品健康影響評価の結果について」（2018年府食第602号））。これを踏まえ、環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準の項目である「六価クロム」の基準値が改定され（2021年10月環境省告示第62号）、またこれらを踏まえ、水質汚濁防止法に基づく六価クロム化合物に係る排水基準が1リットルにつき六価クロム0.5ミリグラム以下から1リットルにつき六価クロム0.2ミリグラム以下に強化され、令和6年4月より施行される予定である。

公共用水域の水質の保全のためには、終末処理場からの放流水の水質を水質汚濁防止法に基づ

く排水基準に適合させる必要があるが、大量の下水中の六価クロム化合物を終末処理場で処理することは技術的に困難であるため、特定事業場から公共下水道及び流域下水道に排除される時点の下水に係る基準のうち六価クロム化合物に係る基準を、水質汚濁防止法に基づく排水基準と同一のものとする必要がある。

[規制の拡充の内容]

下水道法施行令（昭和 34 年政令第 147 号）第 9 条の 4 第 1 項に規定する特定事業場から公共下水道及び流域下水道に排除される下水に係る基準のうち、六価クロム化合物に係る基準を 1 リットルにつき六価クロム 0.5 ミリグラム以下から、水質汚濁防止法に基づく排水基準の改正に合わせて、当該基準と同一の 1 リットルにつき六価クロム 0.2 ミリグラム以下に強化する。

2 直接的な費用の把握

③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

六価クロム化合物を含む下水を排除する特定事業場において、本規制案により強化された基準に適合できない場合は、施設の構造や使用方法、下水の処理方法の変更が必要となり、これらの変更に係る費用が発生する。

但し、従来の施設の構造や使用方法、下水の処理方法であっても強化された基準に適合できる場合があるほか、従来の施設の構造等では当該基準に適合できない場合であっても、特定事業場ごとに、使用する六価クロム化合物の種類やその量及び用途に応じて六価クロム化合物を含む原材料の使用抑制、代替品の導入等といった多様な手段が考えられることから、遵守費用を定量化して把握することは困難である。

④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

本規制案により、下水道管理者において、特定事業場から排除される下水が本規制案に基づく基準に適合していない場合に基準を遵守させるための計画変更命令（下水道法第 12 条の 5）や指導等に係る費用が発生するが、既に六価クロム化合物を含む多数の物質（34 物質）に係る基準の監督を実施しており、六価クロム化合物の基準強化を行ったとしても、監督業務全体の中で一体的・効率的に実施することにより、増加する行政費用は軽微である。

3 直接的な効果（便益）の把握

⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

公共用水域へ排水する特定事業場を規制する水質汚濁防止法と公共下水道及び流域下水道に下水を排除する特定事業場を規制する下水道法の調整を図ることで、排水規制行政の統一的な運用を担保することができる。本案の規制を実施しない場合、終末処理場からの放流水の水質が水質汚濁防止法における排水基準を遵守できず、公共用水域の水質に影響を及ぼし、人の健康に係る被害を生じさせるおそれがある。但し、人の健康への被害を生ずるおそれの未然防止に資するという効果については、定量的に把握することは困難である。

⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

上記のような効果によることから、金銭価値化は困難である。

⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

該当なし。

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響は想定されない。

5 費用と効果（便益）の関係

⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

本規制案により遵守費用及び行政費用が発生する。一方で、公共用水域へ排水する特定事業場を規制する水質汚濁防止法と公共下水道及び流域下水道に下水を排除する特定事業場を規制する下水道法との調整を図り、排水規制行政の統一的な運用を担保した上で、公共用水域の水質を保全し、人の健康への被害を防止することができることから、当該規制の効果は規制の費用を上回ると考えられる。

6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

公共用水域の水質の保全のためには、終末処理場からの放流水の水質を水質汚濁防止法に基づく排水基準に適合させる必要があるが、大量の下水中の六価クロム化合物を終末処理場で処理することは技術的に困難であるため、特定事業場から公共下水道及び流域下水道に排除される時点の下水に係る基準のうち六価クロム化合物に係る基準を、水質汚濁防止法に基づく排水基準と同一のものとする以外に、終末処理場からの放流水の水質を水質汚濁防止法に基づく排水基準に適合させる方法はなく、代替案は想定されない。

7 その他の関連事項

- ⑪ 評価の活用状況等の明記

令和5年6月14日（水）に開催された中央環境審議会水環境・土壌農薬部会において、六価クロム化合物にかかる水質汚濁防止法における排水基準を1リットルにつき0.2ミリグラム以下とすることが妥当であるという結論が取りまとめられ、同年6月27日付けで中央環境審議会会長から環境大臣へ答申がなされた。

8 事後評価の実施時期等

- ⑫ 事後評価の実施時期の明記

施行後5年を目処に事後評価を行う。

- ⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

終末処理場からの六価クロム化合物に係る放流水の水質が水質汚濁防止法に基づく排水基準に適合しているかについて下水道管理者から聞き取ること等により、本規制案による費用や効果等を把握し、事後評価を行う。